

税務かわら版

Vol. 10 平成21年春号



税理士 村野憲一事務所

〒104-0061

東京都中央区銀座1-22-12

藤和銀座一丁目ビル8階

TEL 03-3561-3824

<http://www.murano-tax.com>

担当 武田

陽春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トピック「中小企業向け減税・優遇措置」

昨年来の世界的不況のため、今回の改正では景気回復を目的として様々な減税措置が盛り込まれています。そのなかでも中小企業向けの減税・優遇措置をピックアップして紹介します。

(1) 軽減税率の引き下げ

中小企業等については、所得のうち年 800 万円以下の部分については 22%の軽減税率が適用されていますが、今回の改正によりこの軽減税率が 18%に引き下げられます。(適用期間：平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度)

設例：所得 500 万円の場合

	改正前	改正後
法人税	500 万円×22%=110 万円	500 万円×18%=90 万円
法人住民税	110 万円×17.3%=19 万 300 円	90 万円×17.3%=15 万 5,700 円
合計	129 万 300 円	105 万 5,700 円

129 万 300 円 - 105 万 5,700 円 = 23 万 4,600 円の減税となります。

800 万円超の部分の所得については、従来どおり 30%の税率が適用されますので、800 万円超の所得の法人については、上記と同様に所得 800 万円までの部分を計算すると 37 万 5,300 円の減税となります。

(2) 欠損金の繰戻し還付

平成 4 年から適用が凍結されていた欠損金の繰戻し還付の制度が中小企業に限って復活することになりました。(適用期間：平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度) このため、欠損金が生じた場合には、繰戻し還付か従来どおりの繰越控除のどちらか有利な方を選択できるようになります。

設例：H20.3 期 1,200 万円（法人税 296 万円） H21.3 期 ▲600 万円

繰戻し還付を受ける場合：296 万円×600 万円／1,200 万円 = 148 万円 ← 還付される金額

設例のように、前期に所得があり法人税を納付しており、当期は欠損金が生じている場合には、その欠損金を前期に繰り戻して、対応する金額の還付を受けることができます。

※ただし、地方税については還付がありません。

(3) 土地の長期譲渡所得 1,000 万円控除

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に取得した国内の土地（販売目的以外）を、5 年を超えて保有した後譲渡した場合には、その譲渡益から 1,000 万円を控除する制度が創設されました。

この規定は、法人・個人ともに適用され、いつまでに譲渡しなければならないという期限はなく、保有期間が 5 年を超えているかどうかの判定は、その譲渡した年の 1 月 1 日現在で判定されます。

以 上